

生活困窮者自立支援制度人材養成研修

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室長
唐木 啓介

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1 生活困窮者自立支援制度の経緯とめざす目標と基本理念
- 2 生活困窮者自立支援制度の概要
- 3 実践の効果（支援を通じた地域・居場所づくり）
- 4 新型コロナウイルス感染症への対策
- 5 地域共生社会の推進

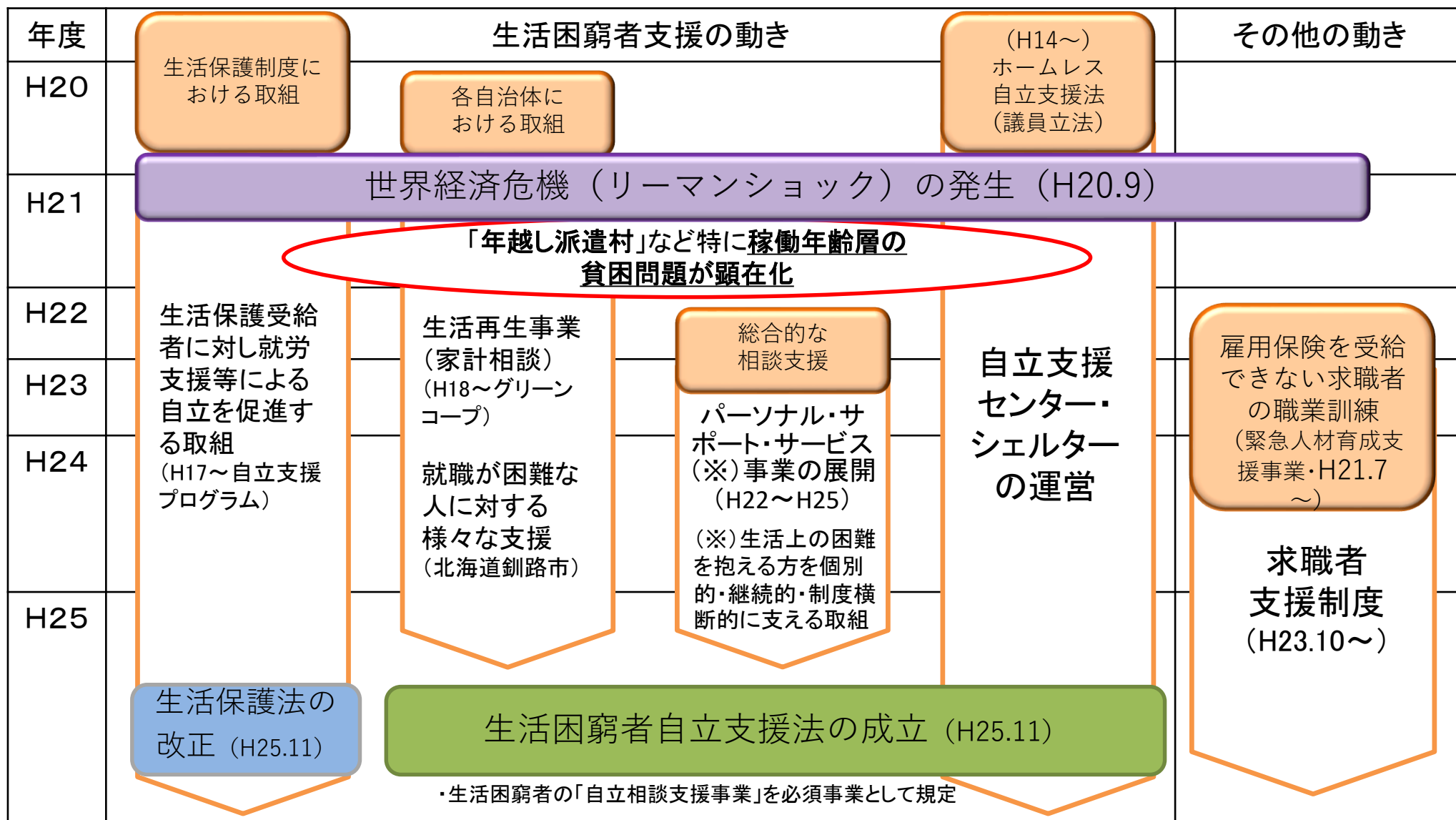
生活困窮者自立支援制度の経緯と めざす目標と基本理念

ひと、くらし、みらいのために

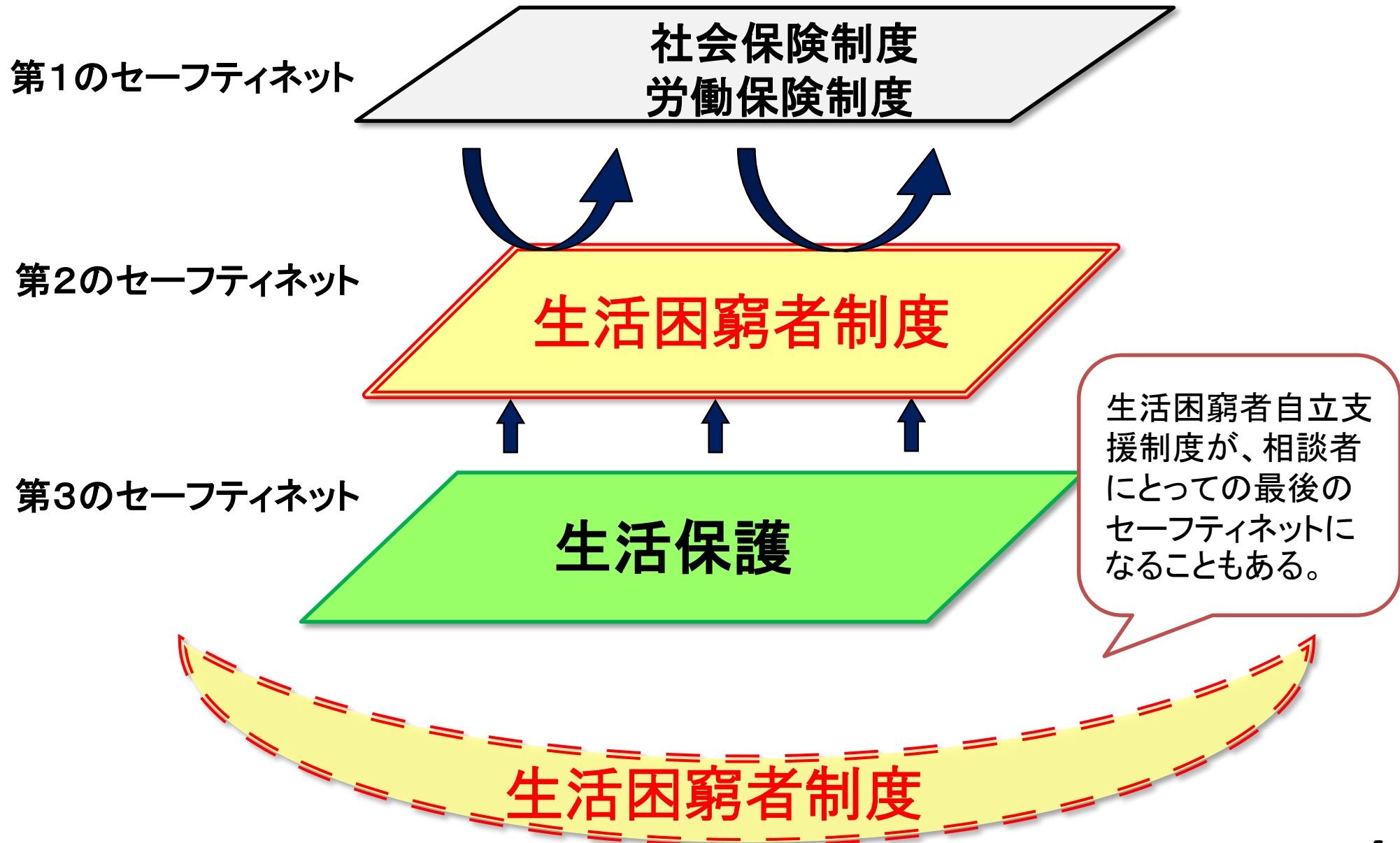


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行



「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

- ・15～39歳までの者 約18万人
(H27・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)
- ・40～64歳までの者 約37万人
(H30・内閣府推計による「狭義
のひきこもり」)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※1)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

社会的孤立

(参考) 5.1%(※2)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

見え
にくい

既に
顕在化

(※1) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

(※2) 令和2年度社会福祉推進事業「社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業報告書」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)において、会話欠如型、受領的サポート欠如型(狭義)、提供的サポート欠如型のいずれかに該当する者の割合。

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円※重層的支援体制整備事業分を含む

R4年度予算:594億円※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月1日時点))

国費3/4

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化

国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇企業開拓・マッチング支援

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化(R2)
(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項)

国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項)

国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費1/2, 2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

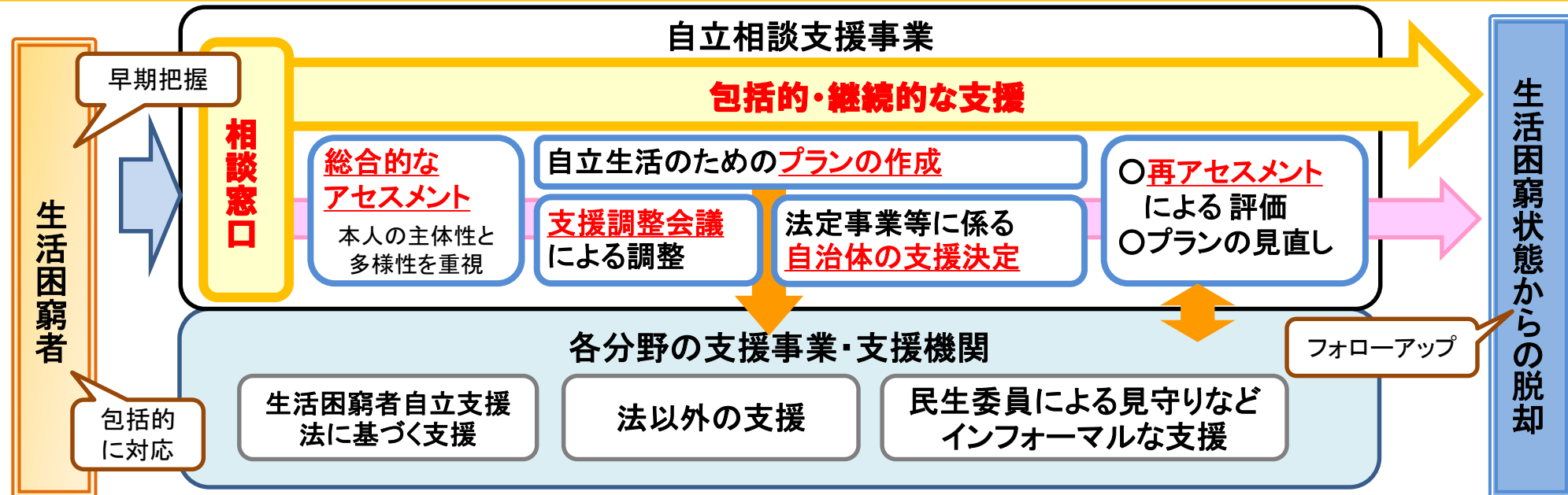
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10)等

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

自立相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について

○ 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。

※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	○相談支援業務のマネジメント ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン（職員の育成） ○高度な相談支援（支援困難事例への対応等） ○地域への働きかけ ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	○相談支援全般 ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当者制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等

住居確保給付金(必須事業)

目的

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。
- 令和2年4月省令を改正し、休業等により就業機会が離職等と同程度まで減少した者を支給対象とした。
 - ※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を制度化。

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- ①申請日において、離職等後2年以内の者、又は
 - ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者
- 上記①の場合、離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
上記②の場合、申請日の属する月に世帯の生計を主として維持していること
- ハローワークに求職の申し込みをしていること（令和2年4月30日以降当分の間、求職申込みを不要としている）
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ②資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと 等

➤ 支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）

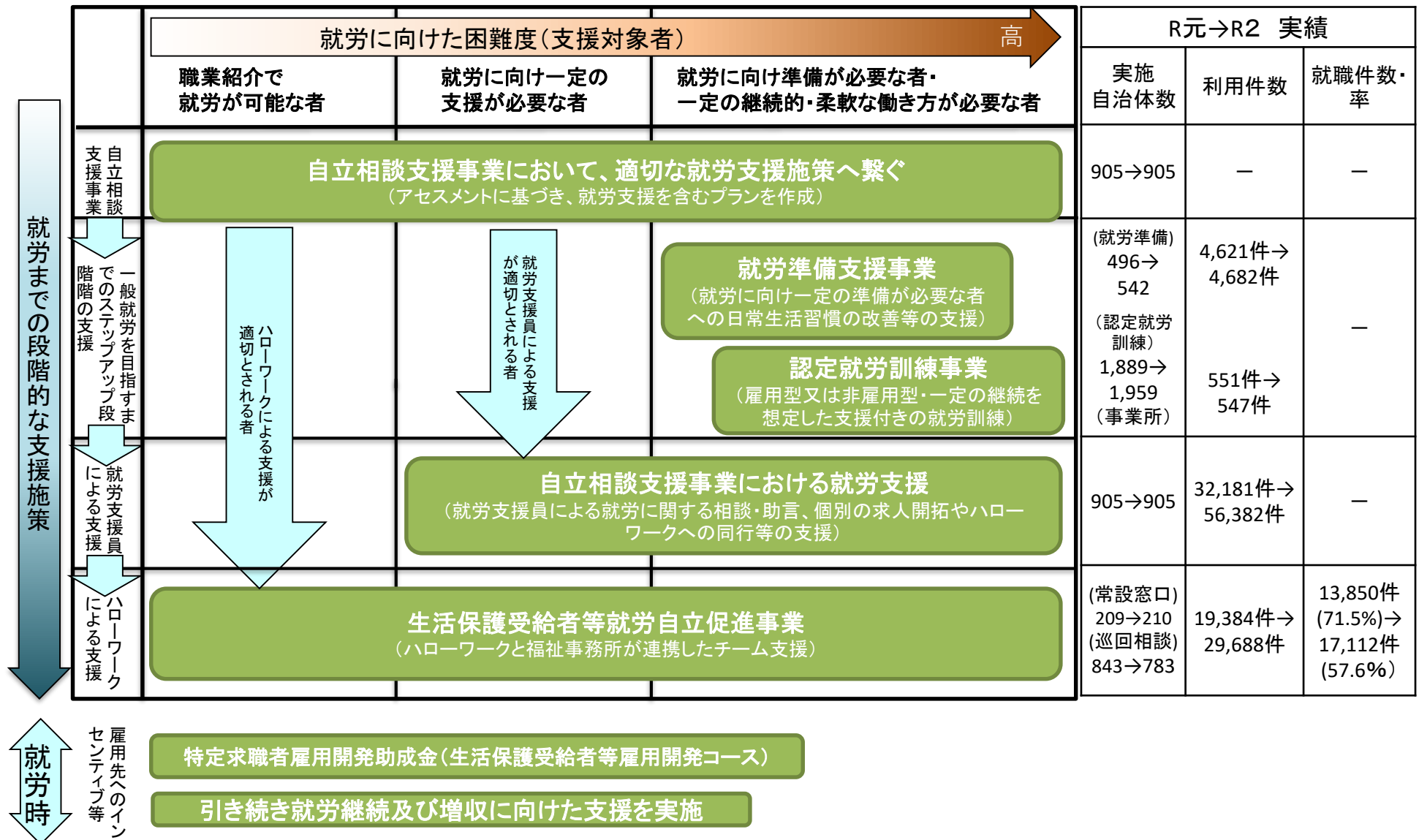
- 支給期間 原則3か月間（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果



- 有期の代理納付（原則）という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

生活困窮者に対する就労支援



就労準備支援事業について

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)

- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接
- ・応募書類作成指導 ・キャリアコンサルティング ・ボランティア活動への参加
- ・就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等

(生活・健康講座)



(農作業体験)



(封入作業)



(PC講座)



(就職面接等の講座)



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

認定就労訓練事業について

認定の仕組み

認定主体
(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援の内容

就 労 訓 練 事 業

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象外
- ・ 訓練計画に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象
- ・ 就労支援プログラムに基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

一般就労

(※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。

- ①訓練計画や就労支援プログラムの策定
- ②対象者への必要な相談、指導及び助言
- ③自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
- ④上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓(地域づくり)を実現する。

家計改善支援事業について

○ 生活困窮者に対し、家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)を行い、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

家計に対して指導を行う事業ではない

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)



2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)



3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

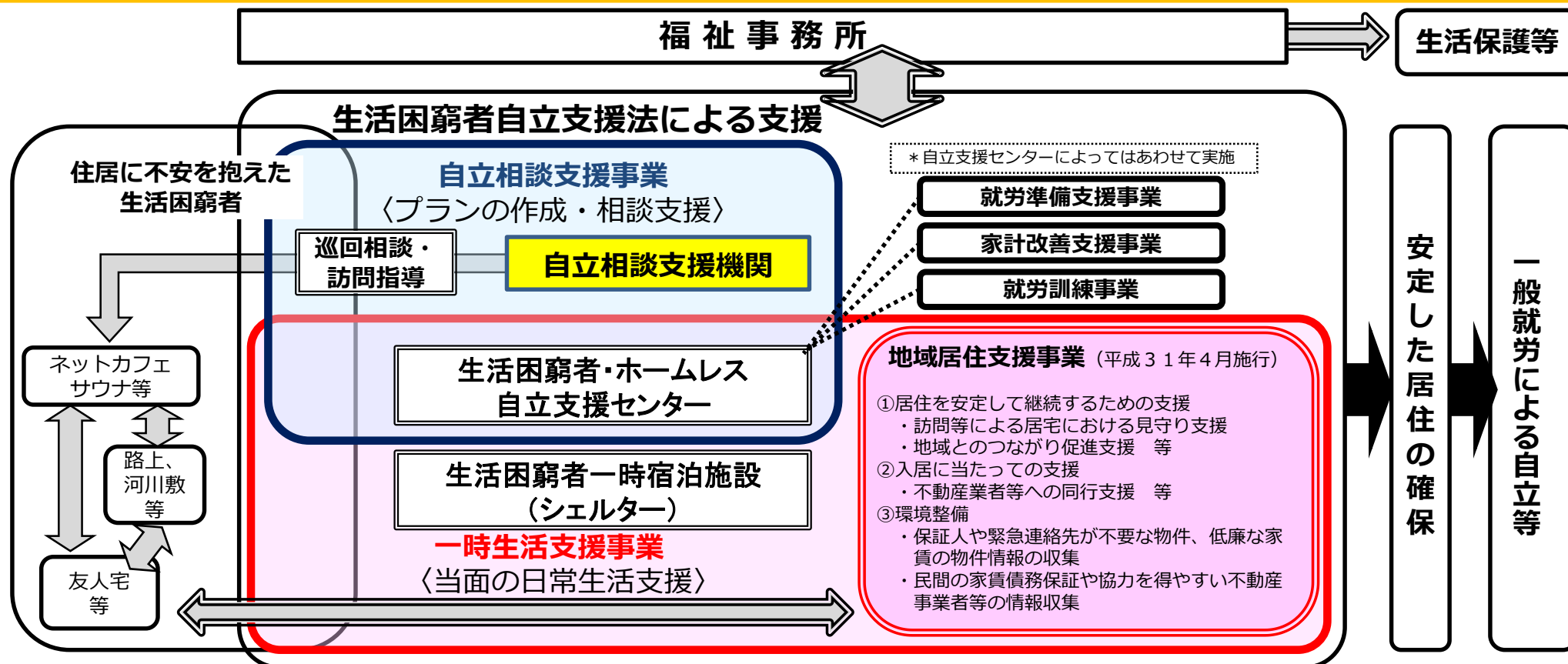
効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。
- 改正法において、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間)、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化(平成31年4月施行)。



期待される効果

- 自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、効果的な支援の実施が可能となる。
- 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供することにより、状況によっては、本事業を利用している間に就職し、アパート等を借りるための資金の貯蓄等が実現し自立が可能となる。
- 居宅における見守りや地域とのつながりを支援することにより、社会的孤立を防止するとともに、居宅における自立した日常生活の継続が可能となる。

子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等

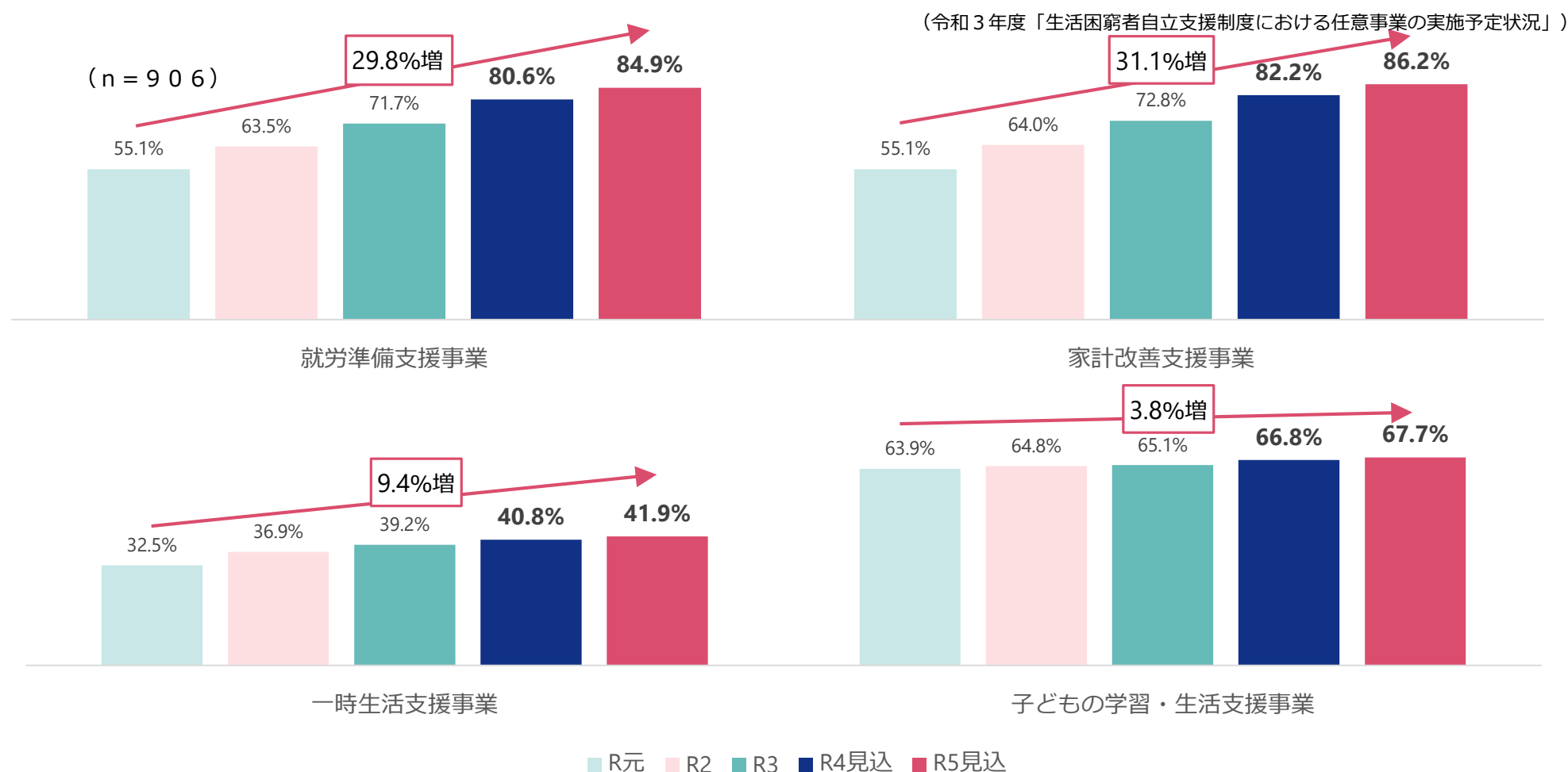


子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



任意事業の実施状況

- 今後の任意事業実施予定状況を調査した結果、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は令和3年度の実施率は70%、令和4年度の実施率は80%を超え、令和5年度には約85%に達する見込み。
- 一時生活支援事業の実施率は令和4年度には40.8%、令和5年度には41.9%になる見込み。
- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は令和4年度には66.8%、令和5年度には67.7%になる見込み。

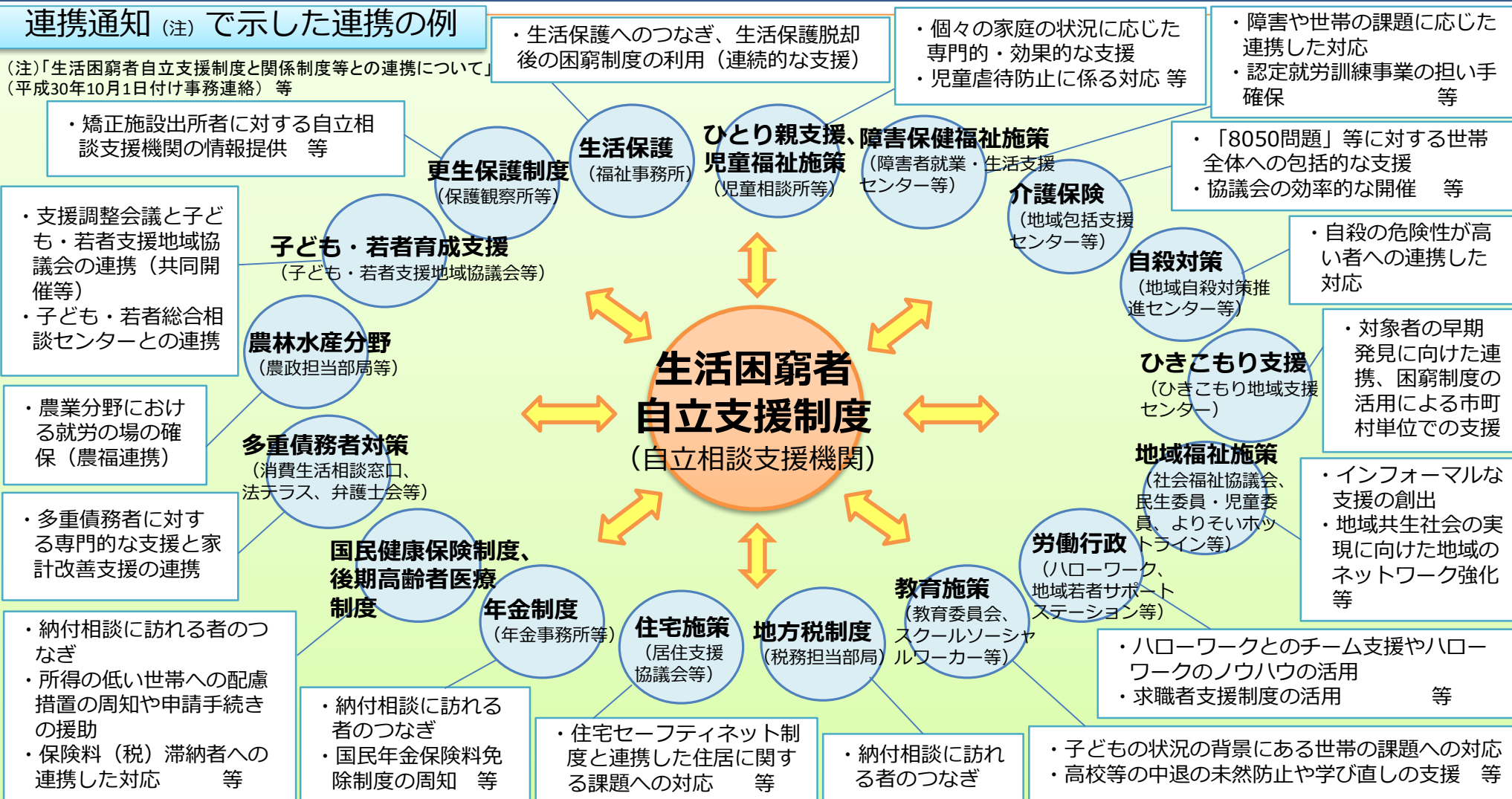


生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



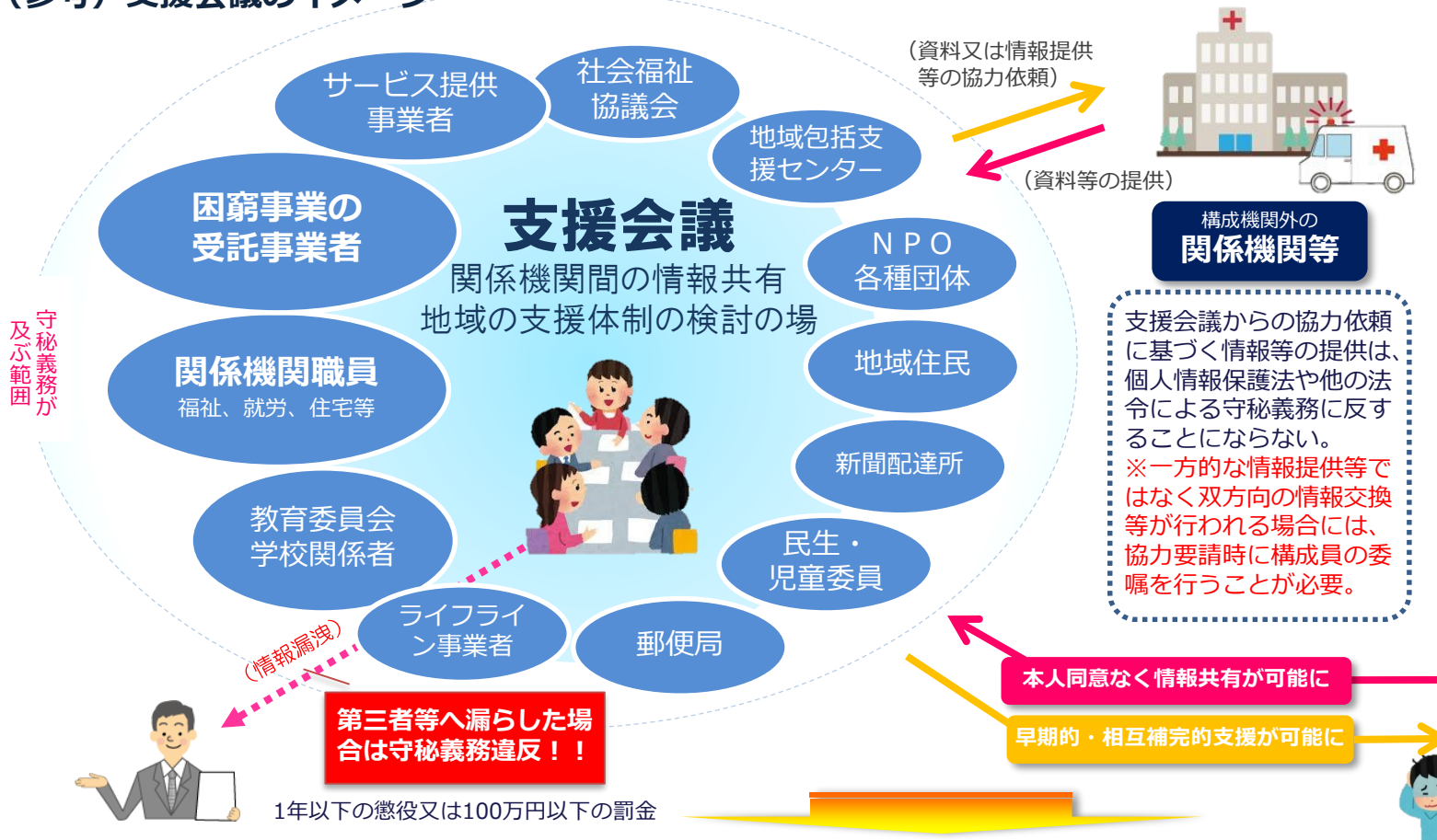
※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。 20

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

平成30年10月～

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では『**支援会議**』を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にする仕組み**を新設。

(参考) 支援会議のイメージ



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、**深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることを期待**

実践の効果（支援を通じた地域 ・居場所づくり）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果(平成27年4月～令和3年3月)

【平成27年度～令和2年度】

- 施行後6年間での新規相談受付件数(延べ件数)は、約195.0万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約49.0万件。
- 包括的な支援の提供により、約19.3万人が就労・増収につながった。

【令和2年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、新型コロナの影響により急激に増加している。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	H30年度 目安値	現KPI(令和1～3年度)
新規相談 受付件数	20件	22件	24件	26件	年間25万人 →人口10万人・1ヶ月当りに換算すると16件
プラン作成 件数	10件	11件	12件	13件	新規相談件数の50%
就労支援 対象者数	6件	7件	7件	8件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%	75%
ステップ アップ率	—	—	80%	90%	プラン作成者のうち自立に向けた 改善が見られた者の割合90% (※令和元年度 85%、令和2年度82%)

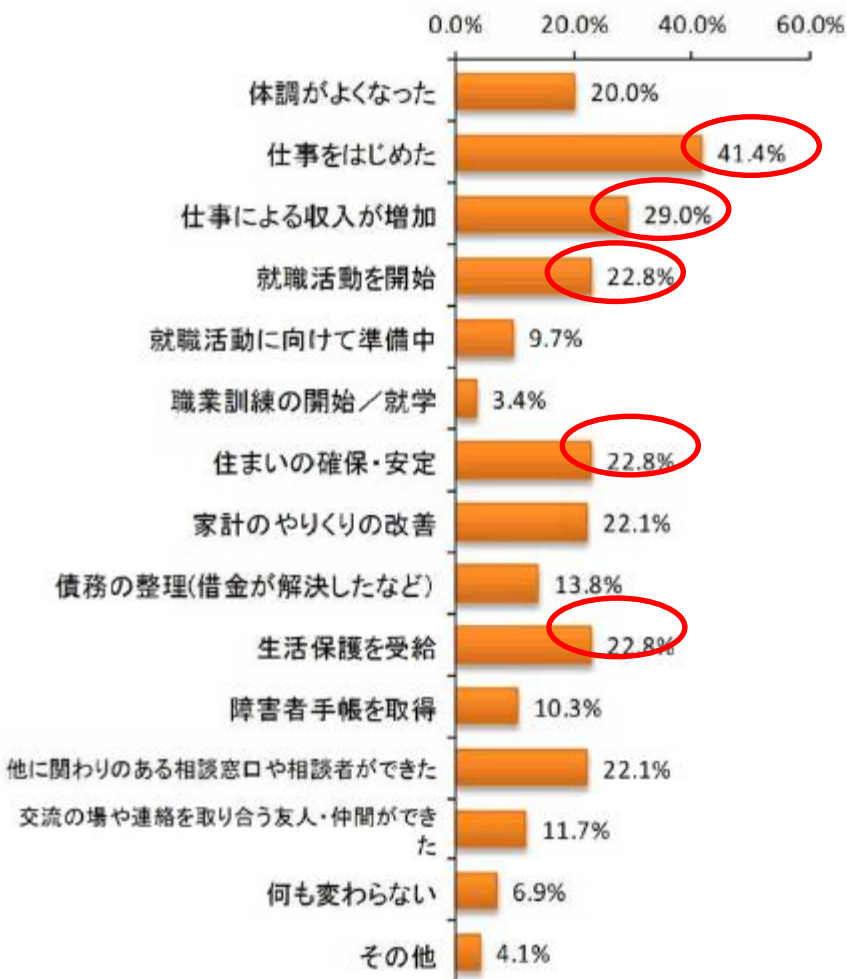
支援状況調査集計結果(H27.4～R2.3)

年度	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率
		人口 10万人 あたり		人口 10万人 あたり	(①)	人口 10万人 あたり		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)		うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)	= (②+③)/①
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878	71%
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414	70%
H30	237,665	15.5	77,265	5.0	33,969	2.2	25,001	16,333	9,031	5,079	63%
R1	248,398	16.2	79,429	5.2	35,431	2.3	25,212	16,717	8,650	4,890	61%
R2	786,163	51.4	139,060	9.1	76,100	5.0	20,659	14,502	11,902	5,924	27%

生活困窮者自立支援制度の利用者の声①

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

○相談窓口に相談したことによって状況がどのように変化したか



○自分に対する気持ちが、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は64.8%



働くことや日常の生活、活動などへの意欲が、相談窓口を「利用する前」と「現在」を比べて「好転」している割合は53.8%



生活困窮者自立支援制度の利用者の声②

生活困窮者自立支援制度における支援効果の評価に向けた利用者意見の収集・分析に関する調査研究報告書
平成30年3月一般社団法人北海道総合研究調査会

○どんなサポートが、あなたの悩みや不安の解決に役立ちましたか

- ここに来たことで元気付けられましたね。「●●さん(利用者)、大丈夫ですよ。協力させてもらいますから」と言ってくれるんでね、こっちも「よし、頑張ろうー！」という気持ちになりましたよ。
- 最初の時に、食べ物とか提供してくれたりして、そういう物資の提供もありがたかったですが、「いま一番つらいときですよね」というようなお声かけがありがたかったし、嬉しかったです。
- 住居確保給付金の手続きとか、食べ物の提供、求職活動支援、弁護士への債務整理の相談など 全てに相談員が付き添ってくれたことも心強かったです。

○相談窓口を利用した感想をお聞かせください。

- 良かったことは全部なんですけど、本当に、なんていうか、生きてていいんだって思えた。なんですかね、何て言ったらいいかわからないけど。生きる術があるんだと教えてもらって。「頼れない人が頼ってもいい場所」だったことがすごい良かった。

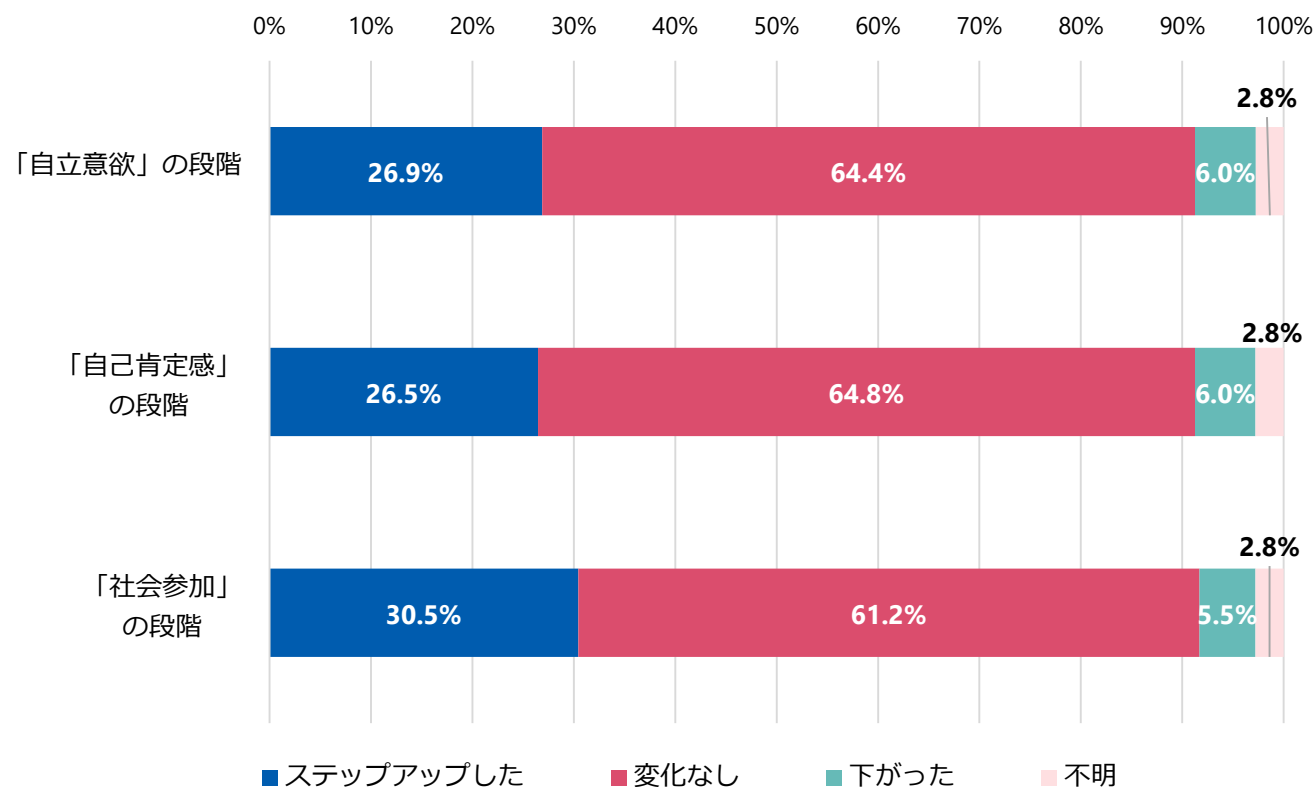
○相談員と一番最後に連絡をとった時の状況を教えてください。

- 何とか生活がまわっているという電話をこちらからかけた際、喜んでくださって、励ましてくれました。本当に命助けてもらったと思っています。電話の際も、* *さんは(相談員:引用者注)いつもと同じ様子で穏やかに「頑張りましたね」というようなことを言ってくれました。聞いていて電話口で涙が出ました。有り難いな、頑張ろう、という気持ちになりました。

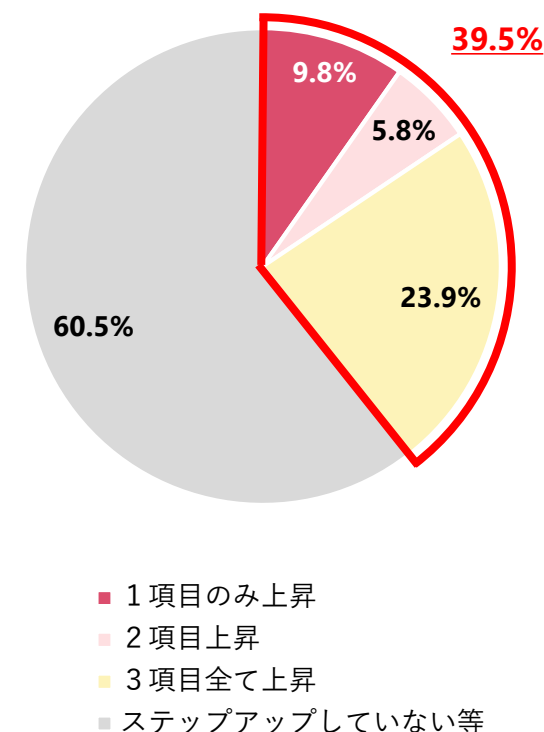
プラン作成対象者に係る状態像の変化（ステップアップ率）

- 「自立意欲」は26.9%、「自己肯定感」は26.5%、「社会参加」は30.5%の者にステップアップが見られる。
- 項目個数別では、「3項目全て上昇」が23.9%となっており、1・2項目上昇より多くなっている。また、3項目のいずれかがステップアップしている者は39.5%となっている。

初回評価時におけるステップアップ率（n=63,095）



ステップアップ率（項目個数別）



プラン作成対象者における変化

- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）



生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

生活困窮者支援を
通じた「地域づくり」

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

自立相談支援機関と他機関が連携した居場所づくりの取組事例

- 自立相談支援機関や関係者などが連携し、地域住民が広く集い、交流することができる場づくりの取組が広まってきている。

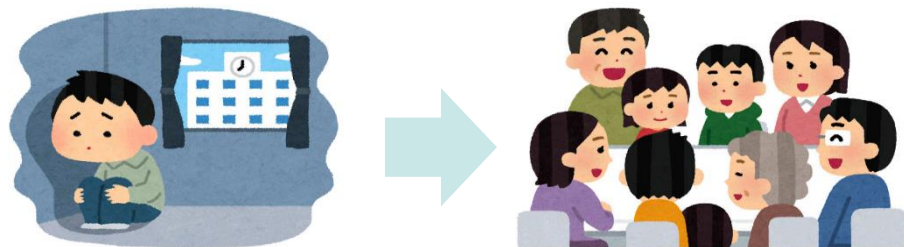
他機関と連携した取組

京都府京丹後市 社会的孤立者支援拠点施設

- 閉鎖された保育所を活用し、社会的に孤立している人をサポートする目的で、拠点施設「黒部の居場所『ひまわり』」を平成28年1月にオープン。
- 拠点施設では、ひきこもりなどで外に出ることに慣れていない人を対象とした社会参加支援のほか、労働者協同組合と連携した就労体験による居場所づくり事業等を実施し、自立相談支援機関が利用につなげている。
- 地域住民を対象としたイベントを定期的で開催することで、多世代交流イベント等を通じた地域との繋がりや、1次産業等の地域資源を活用した都市農村交流を行うなど、支えあい、助け合う地域づくりに取り組んでいる。

※令和2年度実績

社会参加支援：4人 就労体験：18人 施設利用者約1,000人



高知県宿毛市 あったかファーム

- 自立相談支援機関のある建物敷地内のスペースに、地元企業や関係団体の協力のもと、農場（あったかファーム）を設置。
- ひきこもりの方が農作業を行うのみならず、高齢者による農場指導や近隣高校による農場管理など、様々な主体の居場所・交流の場として機能している。
- 10年以上、医療受診を拒否していたひきこもりの利用者が、参加者とのやりとりのなかで、令和3年10月に受診を承諾し、健康状態がよくなってきたという事例があがっている。



宮城県栗原市 住職による居場所づくりカフェ

- 自殺防止、悩み相談を目的として、自立相談支援機関が、地域のお寺の住職と共に、家以外の居場所作りのカフェを開催。
- 自殺対策を主眼に置いた「栗原市いのちを守る総合対策計画」を策定し、自立相談支援機関の他、多重債務や健康等の専門相談との連携体制の構築や情報発信を行うことで、経済的困窮や社会的孤立の防止に取り組んでいる。

就労準備支援事業における居場所づくり取組事例

- 兵庫県芦屋市では、就労準備支援事業の中で、「寄ってカフェ」や「つどい場くろまつ」を開催し、社会参加が難しいと感じる方に居場所を提供することにより、社会参加能力を育んでいる。

兵庫県芦屋市の取組

寄ってカフェ

※就労準備支援事業

- 年齢を問わず、家から出られない、ひきこもり気味、人と話す機会を持ちたい等の悩みを持つ方や家族を対象に、居場所となるカフェを定期的に開催。（毎月1回）
- 相談の場に行くことに抵抗がある方が、“カフェ”という名前に親しみを感じられ、気軽に参加できたとの声があった。
- コロナ禍においてはオンラインで開催を続けるなど、工夫しながら実施を継続している。

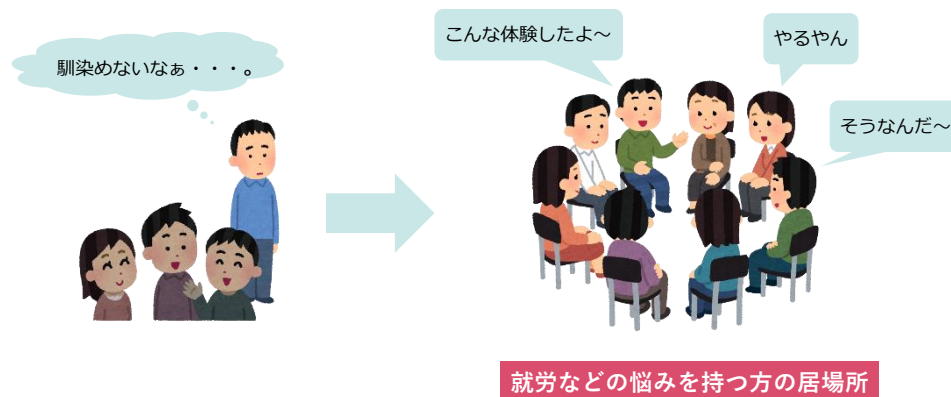


つどい場くろまつ



※就労準備支援事業

- 毎週月曜日（祝日・都合により休みになる場合あり）に定期的に開催している。
- 就労の悩み・コミュニケーションに自信がもてなかったり、人と話すことに慣れていないなど、同じ悩みをもつ方同士が、一緒に作業体験やプログラム参加を通じて交流をしている。
- コロナ禍においてはオンラインで開催を続けるなど、工夫しながら実施を継続している。



子どもの学習・生活支援事業における居場所づくりの取組事例

東京都杉並区

- 主な実施方法
- 対象者：小学1年生～高校3年生
- 事業内容：個別及び集団形式の学習支援、居場所事業
- 委託先：株式会社



主な取組

- 「ほっとカフェコース」による居場所づくりを実施
- ゲームやスポーツ、イベント準備、手作り体験等を行ったり、学年の違う子どもやスタッフと話をしたりという自由なスタイル。近隣の学校施設で、月に一度スポーツも行う。毎回ドリンクと軽食等を提供しており、スタッフと一緒に調理や盛りつけ、後片付けにも参加している。
- 学習室コース
- 学校教科の予習、復習等のほか、高校受験、大学受験のサポート
- イベント・教育相談
- 高校卒業後を視野に入れた連携先との支援実施
- 就労支援センターの支援員と協力して高校生以上を対象とした金銭教育プログラムを実施。

神奈川県

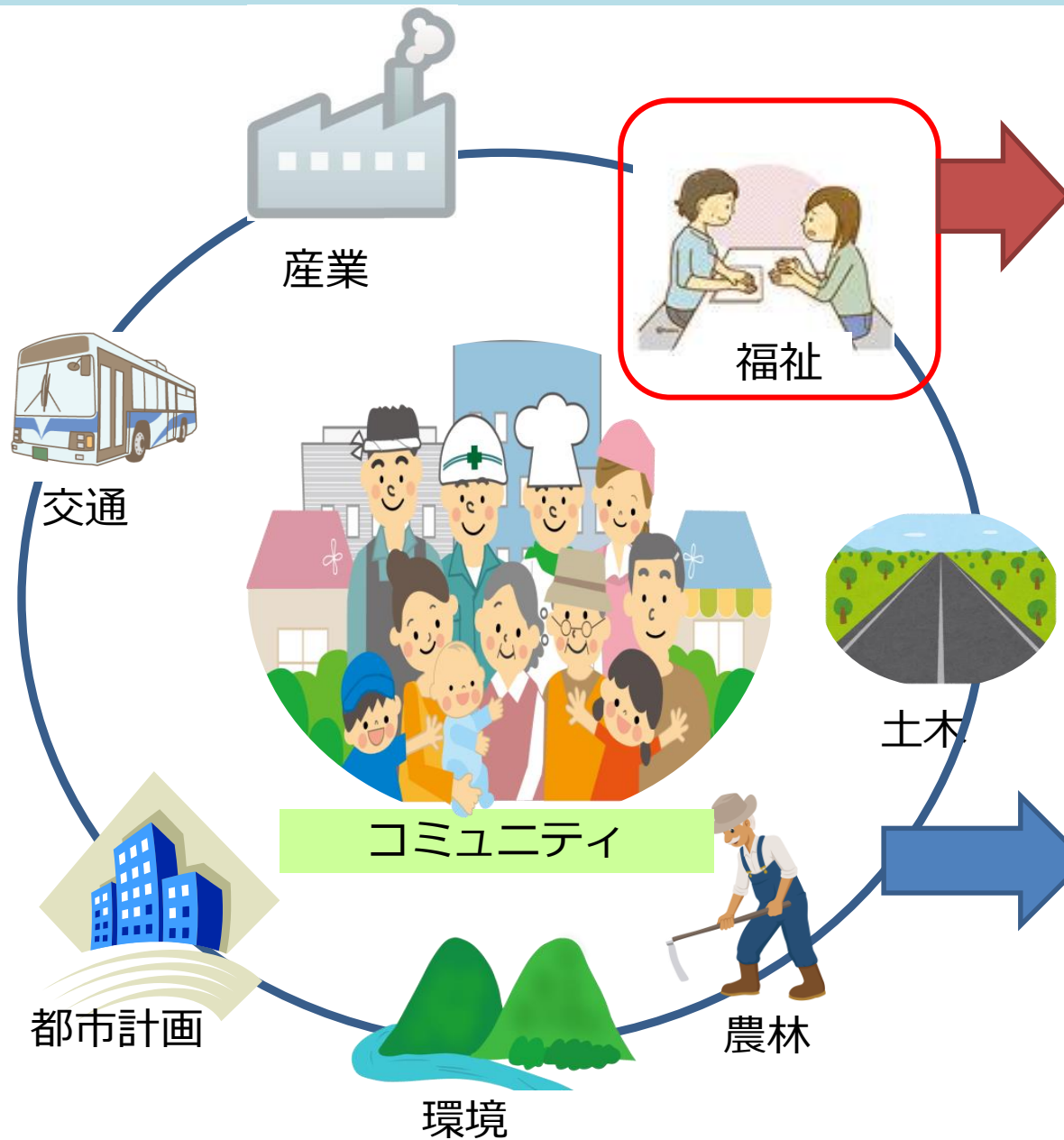
- 主な実施方法
- 対象者：0～20歳
- 事業内容：個別指導型学習支援、居場所事業
- 委託先：社会福祉法人、NPO法人



主な取組

- 地域資源を活用し、季節のイベントを中心とした居場所づくりを実施
- 居場所づくりの活動として実施している遠足（博物館や科学館等）、富士登山、福祉フェスティバルへの参加、クリスマス会、祝う会等のイベントを通じて、様々な経験を積む機会を提供
- アウトリーチ支援の実施
- 福祉事務所へ子ども支援員を配置し、家庭や関係機関等に出向いて個別相談を実施。
- 子どもの健全育成プログラムの策定
- 教育・労働・青少年等の関係部局と作成した子どもの総合支援のための手引き書

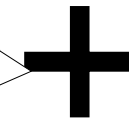
地域づくりの可能性



福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点を融合



地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

4

新型コロナウイルス感染症への対策

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支援現場への影響

支援現場の状況

① 相談件数の増加（令和2年度）

- ・ 新規相談受付件数：約78.6万件（令和元年度の24.9万件的約3.2倍）、
- ・ プラン作成件数：約13.9万件（令和元年度の7.9万件的約1.7倍）

② 特例的な経済支援策

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付（令和2年度）：約189.2万件（令和元年度の約1.0万件的約182倍）
- ・ 住居確保給付金の支給件数（令和2年度）：約13.5万件（令和元年度の約4000件の約34倍）
- ・ 生活困窮者自立支援金の支給件数（令和4年2月末時点）：約17.3万件

③ 新たな相談者層の顕在化や相談内容の複雑化

- ・ 個人事業主やフリーランス、外国人、若年層など、これまで相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層が顕在化。
- ・ コロナ禍では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加。



支援現場への主な影響

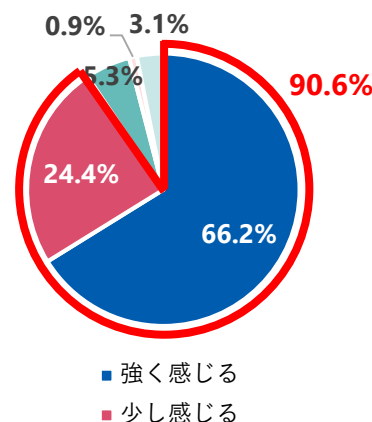
① 伴走型支援の実践が困難

- ・ 従来法が想定していなかった特例的な給付貸付事務に連日対応。
- ・ 令和2年度の調査では、90.6%の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じ、56.1%の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。

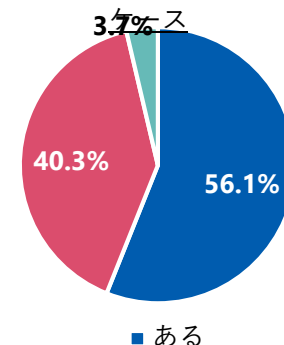
② 労働環境の悪化・人手不足

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%。（人口20万人以上の市では76.5%）※1
- ・ コロナ禍に伴う対応強化に向けて、支援員の負担が過大となっている自治体は79.6%、人員配置の充実が必要だが、増員等の予定がなかった（ない）自治体は29.8%。※2

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につながっていないケース



※1 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

※2 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

支援現場や国の対応

支援現場における対応

○ 相談員等の加配による自立相談支援体制の強化

- ・ 相談者の増加に対応するため、35.8%の自治体において、支援員等の加配を実施。※

○ 電話・メール・SNS等を活用した相談支援

- ・ 感染防止の観点から、対面での面談が難しくなったことから、39.2%の自治体において、電話・メール・SNS等を活用した支援を実施。※

○ 個人事業主や外国人など新たな相談者層への支援

- ・ 持続化給付金等事業者向けの制度など、他制度も含めたパンフレットを配布。
- ・ 通訳の配置、多言語対応のための機器購入等により、日本語を話せない外国人への支援を実施。

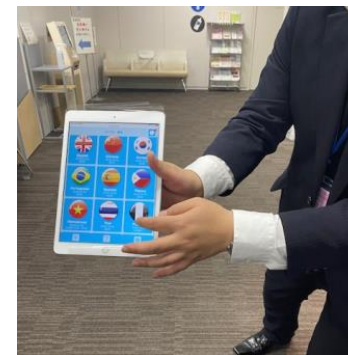
○ 他の支援機関・支援団体との連携強化

- ・ 約半数の自治体が生活保護（福祉事務所）やハローワーク、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等と新たに連携強化。
- ・ 59.7%の自治体で社会福祉協議会やNPO法人等と連携した食料支援を実施。※

○ 任意事業の活用

- ・ 住居を失った生活困窮者に対して、一時生活支援事業により宿泊場所を提供するとともに包括的な支援を実施。
- ・ コロナ禍の影響により収入が減少した場合や、特例貸付を利用する場合などに、支出の見直しのために家計相談を実施。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）



国の対応

1. 経済支援策（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）
2. 生活困窮者自立支援の機能強化、NPO等民間団体と連携した支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）
3. 住まい対策の推進

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

・緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年6月末から令和4年8月末へ延長。

予算措置額合計：2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
令和2年度第3次補正予算額 4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額 3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額 1,549億円
令和3年度補正予算額 4,581億円

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末まで延長する。

償還免除
について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

・緊急小口資金：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
・総合支援資金（初回貸付分）：令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
・総合支援資金（延長貸付分）：令和5年度の住民税非課税
・総合支援資金（再貸付分）：令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

【総合支援資金（生活支援費）】（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内＝45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

注1 総合支援資金（生活支援費）については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

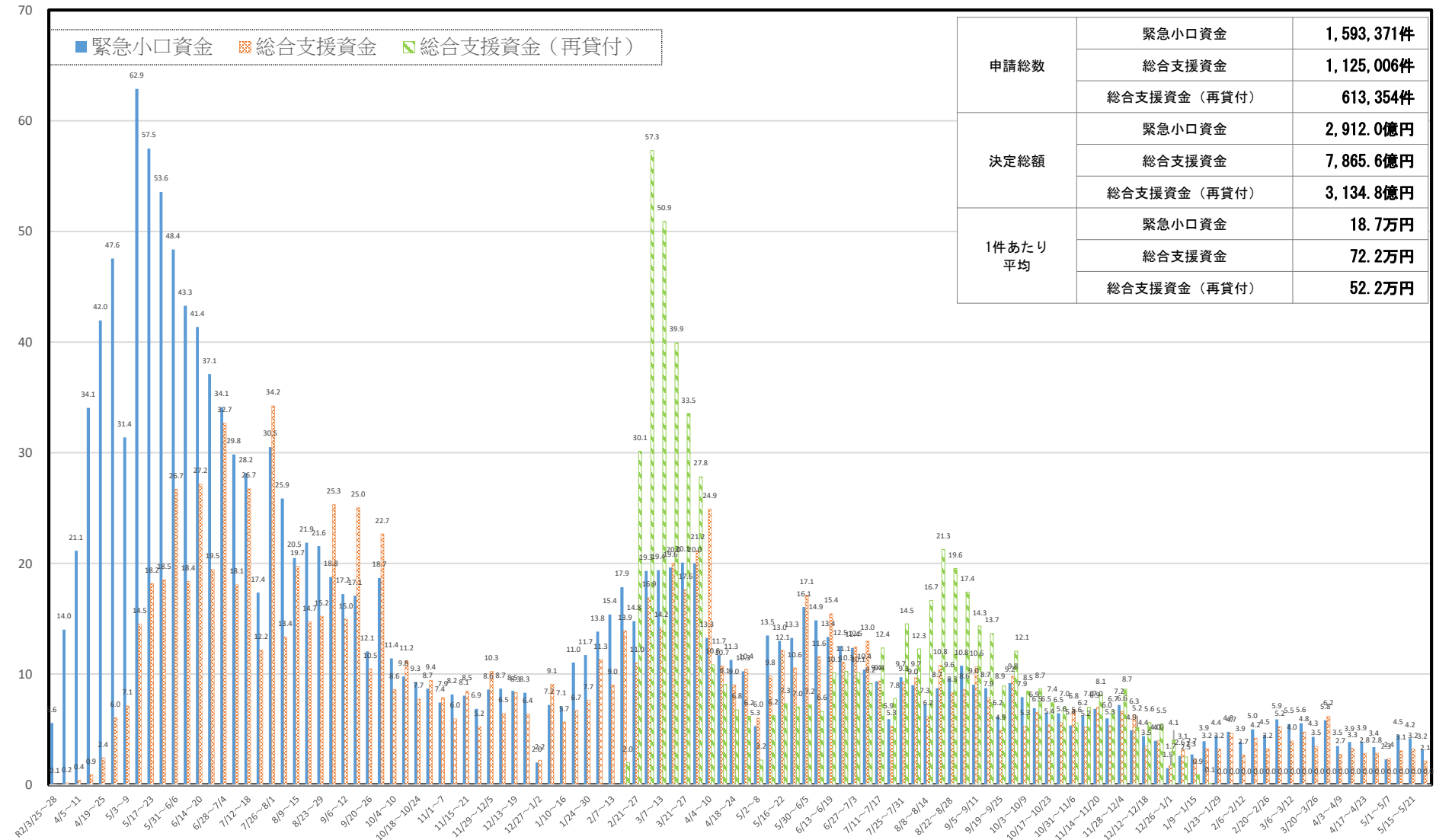
注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付（3月以内 60万円以内）を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付（3月以内 60万円以内）を実施。※令和3年12月末の受付で終了

緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移

申請件数(千件)

令和4年6月1日現在(速報値)



※直近週の件数については、速報値のため変動する可能性があります。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

負担金(301 億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

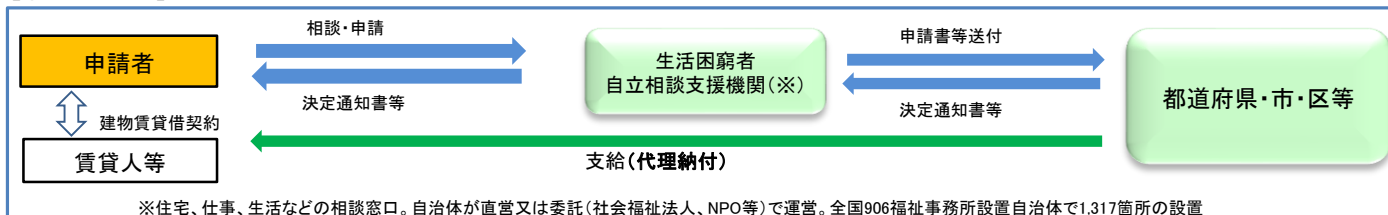
・②による受給者については、再延長期間（～9か月目）までは求職の申込は求めない

・①及び②ともに、当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能。**また、当分の間、ハローワーク等での相談（月2回以上）や企業への応募等（週1回以上）の回数を減ずる（各々1回）。**

令和4年8月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能とする予定。

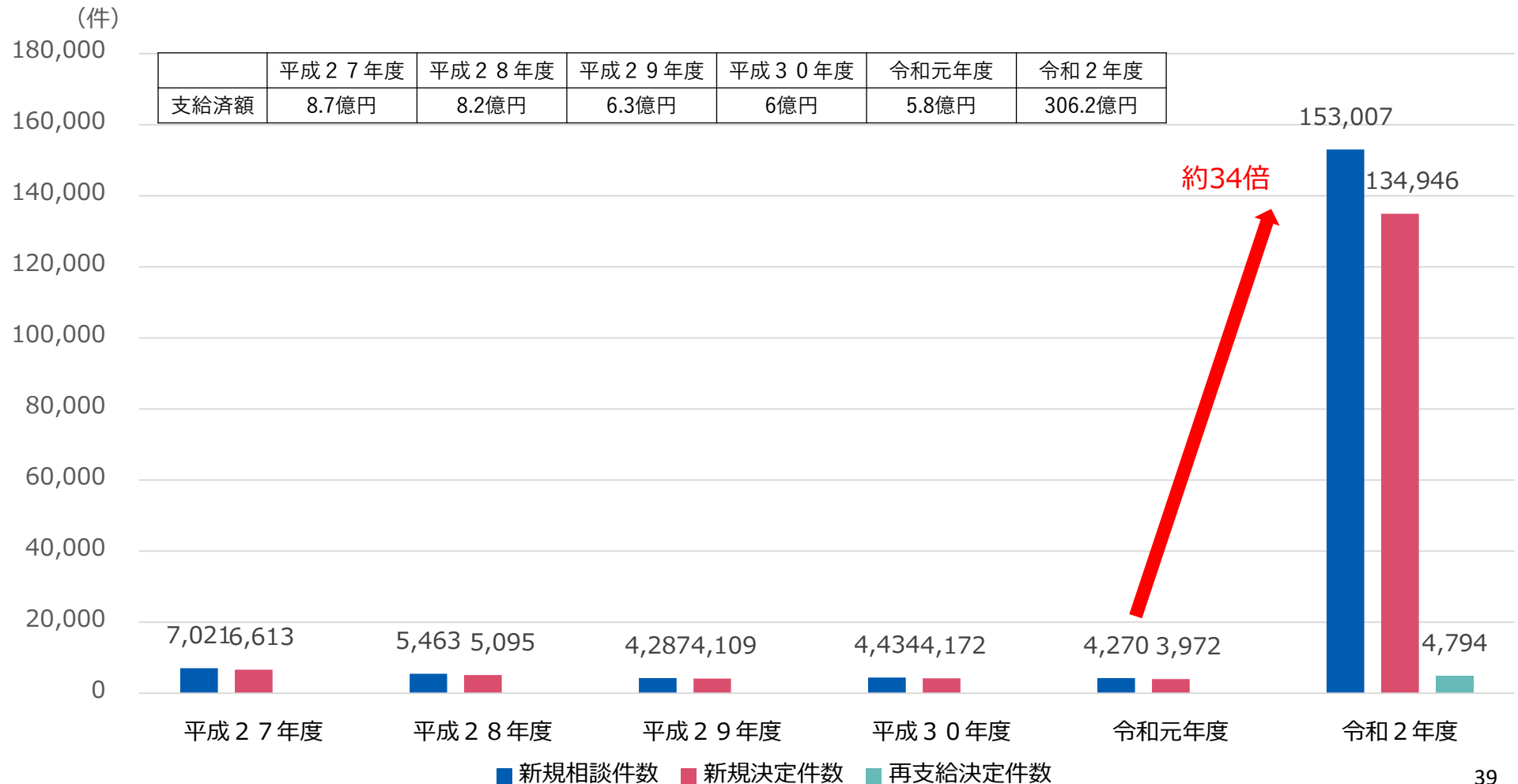
**令和4年8月末までの申請について、特例として、
職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする予定。**

【事業スキーム】

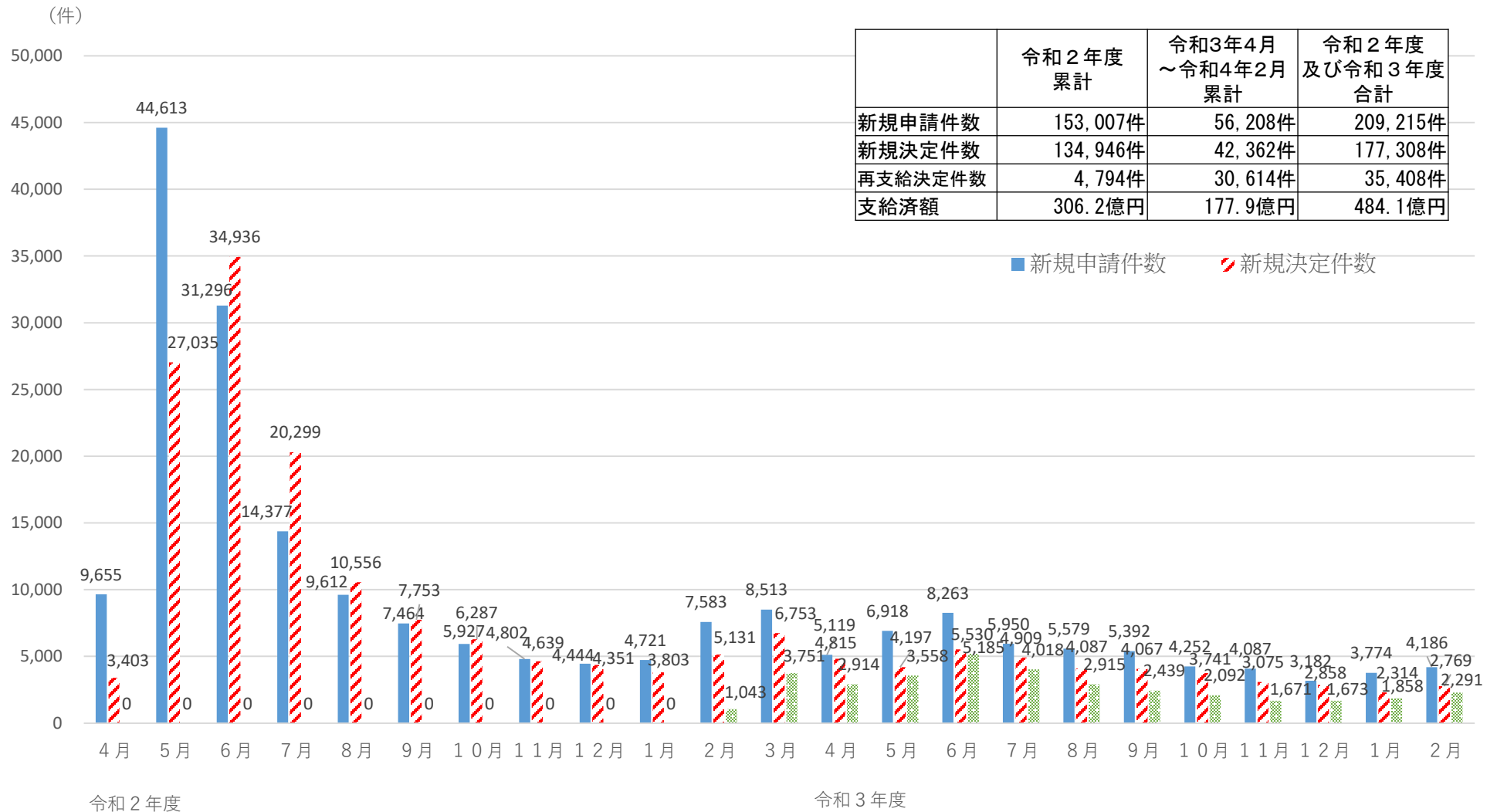


住居確保給付金の実施状況等

- 支給決定件数について、平成27年度～令和元年度は、4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により、約135,000件に急増し、多くの生活困窮者に活用された。



R 2～R 3 住居確保給付金の申請・決定件数の推移



(参考) 令和元年度の決定件数：3,972件

※件数・金額については、速報値のため変動する可能性があります。

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

予算額 1,526億円（令和3年度予算現額（流用） 589億円、令和3年度補正予算額 937億円）

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
 - （注）緊急小口資金及び総合支援資金を借り終わった世帯。生活保護世帯は除く。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 当分の間、ハローワーク等での相談（月2回以上）や企業への応募等（週1回以上）の回数を減ずる（各々月1回）。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和4年6月末から8月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠意に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請月より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請・決定件数

○ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る、3月末時点の申請・決定件数は以下のとおり。

申請件数		支給決定件数			支給済額
		うち、単身世帯	うち、2人世帯	うち、3人以上世帯	
初回	182, 883件	148, 561件			252. 9億円
		83, 257件	30, 584件	34, 712件	
再支給	64, 573件	57, 334件			80. 7億円
		30, 592件	12, 709件	14, 033件	
合計	247, 456件	205, 895件			333. 6億円
		113, 849件	43, 293件	48, 745件	

(注)

○ 申請件数、支給決定件数、支給額は、それぞれ3月末までに実施主体において受付、決定、支給をした実績を計上。

※ 支給決定や支給にあたり、月またぎの決定、支給があることに留意。

※ 上記支給決定件数に対する三月分の支給決定額は、(初回支給)約327. 4億円、(再支給)約127. 7億円。

(参考) 自立支援金の支給額・支給期間・申請期限

- ・支給額 : 一月ごとに、単身世帯; 6万円、2人世帯; 8万円、3人以上世帯; 10万円
- ・支給期間: 三月
- ・申請期限: 令和4年8月31日

※ 令和3年12月以降、支給期間(3か月)中に求職活動等を誠実にを行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、再支給(3か月)が可能。

(注) 令和4年4月30日時点で、自治体から報告があった実績を集計したものであるため、変更がありうる。

生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度 補正予算51億円 + 令和4年度 予備費11億円)

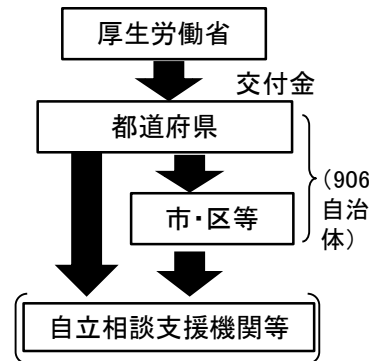
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑩ 国 3/4
⑪ 国 10/10

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

生活支援についての情報発信（個別施策について）

緊急小口資金等・住居確保給付金・自立支援金

リーフレットの配布

- 自治体、社会福祉協議会、ハローワークなどの支援機関に配布
- 厚労省HPに掲載

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

市役所 家主さんに直接家賃をお支払い！

申請できる方は

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。
※令和4年6月30日が申請期限です。

再支給（最長3か月間）の申請期間を
令和4年8月31日まで延長します。

その他の改正内容

- 令和4年8月31日まで住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

※当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能です。

※受給期間終了後、新たに雇われた場合は再度、住居確保給付金の申請が可能です。その他個別の要件等があります。

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで
<https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>
スマートフォン・タブレットはこちらから→

SNSでの情報発信

- twitter、Facebookの厚生労働省アカウントで案内

厚生労働省 @MHLWitter

【8月末まで延長：特例貸付】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し **#生活資金** にお悩みの方へ **#特例貸付** を実施しています。

緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）について、申請の受付期間を、今年8月末まで延長しています。

■特例貸付の詳細はこちら
corona-support.mhlw.go.jp/index.html

生活支援特設ホームページ（厚生労働省HP）

- 検索ワード：生活支援、総合支援資金、緊急小口資金、住居確保給付金、自立支援金など

生活支援特設ホームページ

生活福祉資金の特例貸付

TOP > 生活福祉資金の特例貸付 制度概要

メニュー +

緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）について、申請期間が令和4年8月末日まで延長となりました。

生活福祉資金貸付相談 コールセンター 0120-46-1999
受付時間 9:00～17:00（平日のみ）

youtubeで申請方法等の動画を配信

地域共生社会の推進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

<共同体機能の脆弱化>

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

<人口減による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会の実現

○地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化(8050世帯、ダブルケア等)**。

▼高齢、子ども、障害等の属性別の従来の支援体制→**複合課題や狭間のニーズへの対応が困難**。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動き

→各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

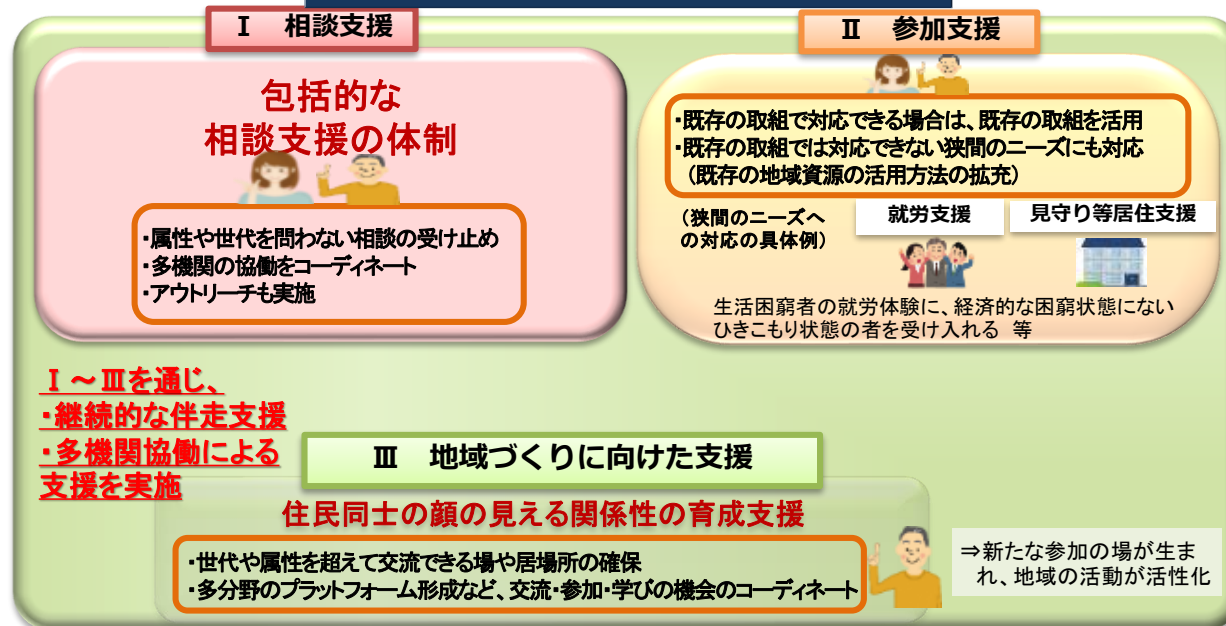
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

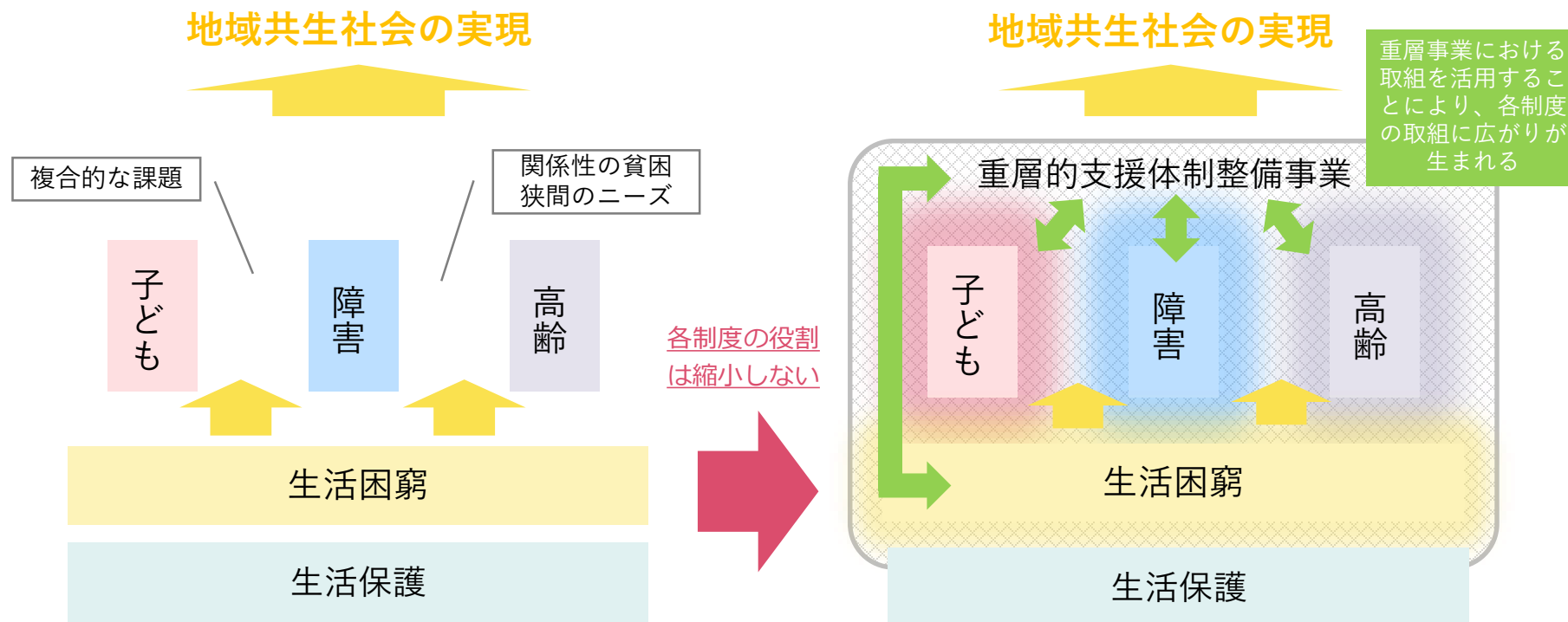
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

重層的支援体制整備事業(R3.4～)



生活困窮者自立支援制度との関係性

- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであることから、生活困窮者自立支援制度は、重層事業の中核となる重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが生まれる。



観光業（市主幹産業）などと連携した地域共生社会づくり（三重県鳥羽市）

自治体概要

人口 17,709人

面積 107.34km²

高齢化率 39.5%

※2021年8月31日現在



- 福祉分野における体制整備として、「保健福祉センターひだまり」を中心とした相談支援体制の構築、複合化・複雑化した課題に対応するための「地域共生ケース会議（福祉分野以外も含めた関係機関との連携会議）」を実施。
- 「まるごと相談」や、「まちトーク」などを通じて、潜在的ニーズの吸い上げや、地域づくりを実施。
- また、「地域共生社会」を福祉分野だけでなく、市全体の命題として捉え、**全庁的な取組を実施**。
- 特に、**主要産業の一つである観光業**における労働力確保に着目し、困窮者、シニア層、子育て世代など**あらゆる属性・年代の住民が幅広く活躍できるような事業を展開**。

重層的支援体制整備事業

◎既存の検討体制を活用した多機関連携の強化

- 「保健福祉センターひだまり」を中心に、高齢、障害、児童、生活困窮などの各機関が相談を受け止め、複雑・複合的なケースについては、「**地域共生ケース会議**」において、情報共有や、課題・目標・担当の設定、プランの作成・評価を実施。
- 個別ケースから蓄積された地域課題を検討するため、観光、農水商工、教育分野など様々な分野と連携を行う「**地域共生政策会議**」の設置
※従前モデル事業で実施してきた上記2会議を重層事業の「支援会議」及び「重層的支援会議」として位置づけ、**多機関協働事業**として実施

◎潜在的ニーズの吸い上げのためのつながりの強化や地域課題の把握・居場所づくり

- 保健福祉センターひだまりで相談を受けるだけでなく、地域サロンや移動販売の場などにアウトリーチ（「**まるごと相談**」）し、住民の困りごとなどの吸い上げ。
- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民が地域課題などについて話し合う場（「**まちトーク**」）を構築。そこで話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「**まちのカルテ**」を作成。
※**アウトリーチ等継続支援事業、地域づくりに向けた支援**として実施

《「まちのカルテ」の例》



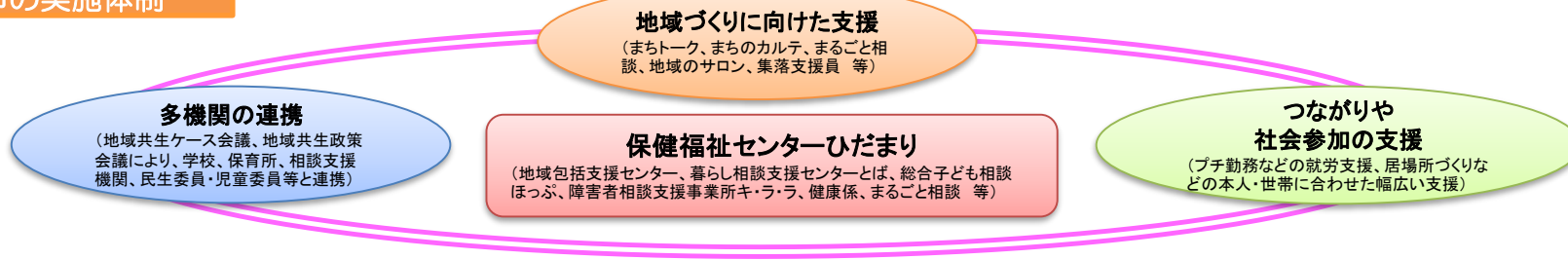
◎出口支援の強化と観光業などと連携した就労支援

- ひきこもりなど、「地域共生ケース会議」などで出た既存制度では支援につなぐことが困難なケースに対応するため、（障がい事業所や、観光業・水産業の他、地域の居場所（お寺、サロン）など）**様々な企業や団体などへ訪問及び協力を依頼し、就労のみならず居場所づくりなど、本人・世帯に合わせた幅広い出口支援を強化**。 ※**参加支援事業（事業所名：さんぽみち）**として実施
- 観光、農水商工、企画財政、教育委員会、観光協会など福祉以外の分野とも連携し、観光業などにおける労働力確保と生活困窮者の自立支援を一体的に検討。困窮者だけでなくシニア層や子育て世代などあらゆる属性・年代の方が働きやすいよう、**労働時間や業務の難易度に応じた細分化による「プチ勤務」を支援（とばびと活躍プロジェクト）** ※**参加支援事業**とも連携

《「プチ勤務」カタログ》



市の実施体制



主に重層で新たに
取り組んだこと

主に困窮で取り
組んできたこと

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市	岡山県	岡山市
	津別町	東京都	墨田区		鳥羽市		美作市
	音更町		世田谷区	滋賀県	いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
青森県	鯺ヶ沢町		八王子市		伊賀市		廿日市市
岩手県	盛岡市		立川市	大阪府	御浜町	山口県	宇部市
	遠野市	神奈川県	狛江市		長浜市		長門市
	矢巾町		西東京市		守山市	香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市		さぬき市
秋田県	能代市		茅ヶ崎市		野洲市	愛媛県	宇和島市
	大館市	富山県	逗子市		高島市		高知市
	湯沢市		富山市	福岡県	米原市	高知県	中土佐町
	由利本荘市	石川県	氷見市		竜王町		大牟田市
山形県	山形市		金沢市		豊中市		久留米市
福島県	福島市	福井県	小松市		枚方市		八女市
	須賀川市		越前市		高石市	佐賀県	糸島市
茨城県	古河市	山梨県	坂井市		東大阪市		岡垣町
	東海村		甲州市	兵庫県	大阪狭山市	熊本県	佐賀市
栃木県	栃木市	長野県	飯田市		阪南市		大津町
	市貝町		伊那市		太子町	大分県	中津市
	野木町	岐阜県	岐阜市		姫路市		津久見市
群馬県	太田市		関市		尼崎市		竹田市
	みどり市	静岡県	函南町	奈良県	芦屋市	宮崎県	杵築市
	上野村		岡崎市		加東市		都城市
	玉村町		春日井市		三郷町		日向市
埼玉県	川越市		豊田市	和歌山県	川上村		三股町
	狭山市		稲沢市		和歌山市	※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市		鳥取市		
	越谷市		大府市	鳥取県	米子市		
	桶川市		知多市		智頭町		
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（229自治体）

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市
	京極町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市
	東川町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市
	斜里町		鴻巣市		野々市市		半田市		琴浦町		天草市
青森県	厚真町	千葉県	北本市	福井県	福井市	三重県	豊川市	島根県	出雲市	熊本県	合志市
	平内町		吉川市		敦賀市		蒲都市		吉賀町		菊陽町
	今別町		白岡市		鯖江市		犬山市	岡山県	笠岡市		西原村
	蓬田村		川島町		あわら市		小牧市		総社市		御船町
	外ヶ浜町	東京都	野田市	山梨県	美浜町		阿久比町		新見市		益城町
	西目屋村		浦安市		山梨市	滋賀県	武豊町	広島県	西粟倉村	大分県	大分市
	藤崎町		中央区		南アルプス市		松阪市		広島市		由布市
	大鰐町		品川区	長野県	長野市		鈴鹿市		竹原市		九重町
宮城県	田舎館村	東京都	目黒区		岡谷市	京都府	紀宝町	山口県	尾道市	宮崎県	延岡市
	板柳町		大田区		駒ヶ根市		彦根市		福山市		小林市
秋田県	仙台市		杉並区		飯山市		近江八幡市		大竹市		高鍋町
	涌谷町		豊島区		小海町	大阪府	栗東市	徳島県	府中町		都農町
	鹿角市		江戸川区		下諏訪町		湖南省		坂町	鹿児島県	門川町
	大仙市		三鷹市		富士見町		東近江市		下関市		美郷町
山形県	井川町		青梅市	岐阜県	原村	兵庫県	豊郷町	愛媛県	山口市		高千穂町
	大湯村	神奈川県	調布市		飯島町		亀岡市		美祢市	鹿児島県	鹿児島市
	鶴岡市		町田市		中川村	福岡県	長岡京市		小松島市		鹿屋市
福島県	天童市		小金井市		泰阜村		精華町	高知県	丸亀市		霧島市
	遊佐町		小平市	静岡県	飯綱町		大坂市		四国中央市	沖縄県	志布志市
	いわき市		日野市		大垣市	奈良県	堺市		愛南町		中種子町
茨城県	川俣町		国分寺市		恵那市		八尾市	福岡県	四万十市		大和村
	檜葉町	新潟県	多摩市		美濃加茂市		河内長野市		本山町	沖縄県	宇検村
	土浦市		相模原市	静岡県	坂祝町		熊取町	福岡県	いの町		和泊町
栃木県	那珂市		相模原市		静岡市	奈良県	千早赤阪村		黒潮町		知名町
	小山市		藤沢市		浜松市		明石市	福岡県	福岡市	※229自治体 うちR3移行準備事業 146自治体 うちモデル事業実施 114自治体	糸満市
	那須塩原市		小田原市	静岡県	熱海市		伊丹市		大川市		沖縄市
	さくら市		泰野市		藤枝市		西脇市	福岡県	小郡市		
	那須烏山市	新潟県	厚木市		御殿場市	奈良県	川西市		宗像市		
	壬生町		新潟市		伊豆市		小野市		古賀市		
	高根沢町		三条市	静岡県	小山町		たつの市	佐賀県	うきは市		
	那珂川町		柏崎市		吉田町		奈良市		大刀洗町		
群馬県	沼田市	富山県	見附市			奈良県	桜井市	長崎県	大木町		
	高山村		村上市				宇陀市		上峰町		
	みなかみ町		関川村				田原本町		長崎市		
	明和町		高岡市				高取町		五島市		
	千代田町						明日香村		西海市		
	大泉町						王寺町		佐々町		
							吉野町				
							大淀町				



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました